

令和5年度入学者決定における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第二版）

東京都教育委員会は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校（以下「都立中学校」といいます。）の入学者決定の新型コロナウイルス感染症対策として、下記の対応を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

児童の皆さんには、体調管理に努めて準備を進めるようお話しください。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、対応に変更・追加が生じる可能性があることに御留意いただき、東京都教育委員会及び各都立中学校のホームページを御確認ください。

記

1 感染が疑われる者等への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染している者の扱い

検査日に新型コロナウイルス感染症に感染している者については、受検することはできません。

(2) 発熱のある受検者の扱い

登校時に受検者の体温をサーモグラフィ及び必要に応じて都立中学校所有の腋窩体温計えきかにより測りますので、保護者等の付き添い（1名）をお願いします。

発熱がみられる場合、以下の対応となります。

ア 37度以上37.5度未満の発熱がある場合、別室による受検とします。別室による受検に当たっては、本項に該当する他の者と同室受検となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

イ 37.5度以上の発熱がある場合は、受検することはできません。

※ 37.5度以上の発熱があり受検できない場合は、保護者等と共に帰宅することとなりますので御協力ください。

(3) 保健所により濃厚接触者とされた受検者の扱い

原則、受検することはできません。ただし、濃厚接触者として健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、受検を認めます。

ア 自治体又は自治体から指示された医療機関が実施するPCR検査（行政検査）の結果、陰性であること。

※ 検査結果が判明するまでの期間は受検できません。

※ 感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により積極的疫学調査を行わないため行政検査を実施していない場合は、イからエまでの条件を満たせば、受検を認めます。可能であれば、抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で受検してください。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

※ 自家用車又はタクシー等の車両を利用する場合には、受検する都立中学校に相談し、小学校を經由して都立中学校に提出する措置申請書に、車両を利用する旨記載していただきます。

また、次のように利用できるタクシー等には条件があり、個人で手配することとなります。

〔利用できるタクシー等の条件〕

- ① 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること（例：マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等）。
 - ② 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査が陰性・無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。
- ※濃厚接触者の行政検査が実施されない自治体の受検生においては、抗原定性検査キットにより陰性確認を行っていることを告げた上で、予約を行うこと。

エ 終日、別室で受検すること。

なお、受検を希望する場合は、受検する都立中学校に対し、小学校長から特別措置申請書（令和5年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）様式15）により、別室における受検を申請してください。濃厚接触者と判断された場合、小学校長から都立中学校長に直接御連絡いただくこととなりますので、事前に小学校と十分な確認をお願いします。また、受検に当たっては、本項に該当する他の者と同室受検となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

2 検査実施上の注意

- (1) 受検者は、常に不織布マスクを正しく着用するとともに、予備の不織布マスクも持参してください。フェイスシールド又はマウスシールドの着用のみでは受検できません。
なお、感覚過敏等により不織布マスクの着用が困難な場合、受検する学校に対し、小学校長から特別措置申請書（実施要綱 様式15）により別室における受検を申請してください。
- (2) 受検者は、入校する際にサーモグラフィによる検温を必ず行います。検温がスムーズに進むよう、受検者は防寒着を脱がずに入校してください。
なお、平熱が37度以上の受検者は、小学校長による証明書（様式任意）を検温時に提出してください（別室とはせず、通常の検査教室での受検となります。ただし、検温時の熱が37.5度以上の場合には受検することはできません）。
- (3) 濃厚接触者とされた受検者は、入校する際に特別措置申請者受付に行き、担当者の指示に従ってください。
- (4) 教室の出入口に速乾性アルコール製剤等を設置しますので、入退室を行うごとに手指消毒を行ってください。
- (5) 検査会場内の換気時に窓の開放等を行うため、寒くないように防寒着などを持参してください。検査時間中及び休み時間中も、防寒着を着用しても差し支えありません。
- (6) 検査前の出欠確認時には、不織布マスクを一度外してから本人確認を行います。監督者の指示に従ってください。
- (7) 休憩時間にトイレに行く際は、密を避けるため、監督者が順番に案内しますので、指示に従ってください。
また、手洗い後に使用するハンカチ、ハンドタオル等は各自持参してください。
- (8) 休憩時間等は、他者との会話を控えてください。
- (9) 水分を補給するための飲料水などは、必ず持参してください。学校内の冷水器は使用できません。
- (10) 検査終了後、検査会場からの退出は、監督者からの指示に従ってください。

3 東京都教育委員会 受検相談窓口

都立中学校入学決定の受検についてのお問合せは、次の相談窓口まで、お電話で御相談ください。

東京都教育委員会 都立高校入試相談コーナー	電話番号	03 (5320) 6755
	受付時間	平日の午前9時から午後5時まで